都道府県· 政令指定都市名 22 静岡県

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局	局 部 課 (室) 名					くらし・環境部	『 県民生活	話局 男	女共同参画	課				
担	当	職	員	数			11	人	(専任	11	人、兼任	0	人)	

間2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名			称	静岡県男女共同参画推進本部		
設置年	月日(西曆)•	根 拠	1996年8月1日	根拠:	静岡県男女共同参画推進本部設置要綱
長	の	役	職	副知事		

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機関・会等の名称	静岡県男女共同参画会議
設 置 年 月 日 (西 暦)	2001年7月24日
構 成 員	20 人 (女性 11 人、男性 9 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2021	年	4	月~	2026	年		3	月	
名称	第3次静	岡県男	女共同参画	基本計画						
改定・見直しの予定時期		2	026年3月				未	定の場合		
1. 女性の職業生活における活躍の推進 に関する法律(以下「女性活躍推進法」と いう。)の推進計画と一体である										
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作 成										

問5 男女共同参画に関する条例

問6

カスパドショドステッネの		
有の場合	名 称	静岡県男女共同参画推進条例
	公 布 日(西 暦)	2001年7月24日
	施行日(西暦)	2001年7月24日
	最終改正日(西暦)	2007年3月20日
	改正内容 条例	列規定中「市町村」を「市町」と改める。
	改正が予定されている場合、改正予定時期(配	西暦): 年 月
毎の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
無の物口	2. 特に検討していない	
無の場合	1. 制定等について検討中	

		111-154110-4										
審	議会等委員への女性の登用	調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦	雪)	2022年6月	1日					
	口 #	(西暦) 2025 年度	まで 90 %									
	目標値	女性比率40%以上の審議会の割合を90%以上										
	根 拠	第3次静岡県男女共同参画基本計画(参考指標)										
目柱	標設定の対象である審議会等の範囲			議会等。ただし、事業の扌)、を除く。また、委員数か			限題の調査					
∃ ‡	標設定の対象である審議会等における登用状	調査時点コード 2	審議会等数(78)うち女性委	員を含む審議会	等数(77)					
兄		延総委員等数	女(1,235)延女 [,]	性委員等数(522	女性.	比率(42.3)					
ΉΞ	方自治法(第202条の3)に基づく審議会等にお	調査時点コード 2	審議会等数(75)うち女性委	員を含む審議会	等数(74)					
	る登用状況	延総委員等数	<u></u>	性委員等数(508)	女性.	比率(38.7)					
去彳	律又は政令により地方公共団体に置かなけれ	調査時点コード 2	審議会等数(43)うち女性委	員を含む審議会	等数(40)					
ばれ	ならない審議会等における登用状況	延総委員等数	女(894)延女'	性委員等数(290)	女性.	比率(32.4)					
也	方自治法(第180条の5)に基づく委員会等にお	調査時点コード 1	審議会等数(9)うち女性委	員を含む審議会	等数(7)					
†?	る登用状況	延総委員等数	女(68)延女'	性委員等数(20	女性.	比率(29.4)					
目柱	標値以外の目標設定											
	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定	官有 1 有の場	合、1. 公表 2. 非公表	1							
女		掲載人数 458 人	(2022	年 7	月現在)							
性登用方策	・	人材育成事業の実施の有無 委員の公募(1.有 その他]					

問7 女性公務員の採用・登用状況

/ 女性公務員	の採用・登用状況													
問7-1 管理職	の在職状況	時点コード				2:その他(西暦)			2022年6月1日					
	管理職総数							女	性 管	理 職	の内	訳		
			うち女性	女性比率	部局長相	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性	女性	(人)	うち女性	女性	(人)	うち女性	女性	
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	数(D)	比率(%)	(E)	数(F)	比率(%)	(G)	数(H)	比率(%)	
本庁	計	564	56	9.9	53	2	3.8	145	6	4.1	366	48	13.1	
7-71	うち一般行政職	414	48	11.6	52	2	3.8	81	6	7.4	281	40	14.2	
支庁·地方事	計	534	75	14.0	10	0	0.0	76	2	2.6	448	73	16.3	
務所等	うち一般行政職	216	22	10.2	5	0	0.0	24	1	4.2	187	21	11.2	
全体	計	1,098	131	11.9	63	2	3.2	221	8	3.6	814	121	14.9	
土体	うち一般行政職	630	70	11.1	57	2	3.5	105	7	6.7	468	61	13.0	
再掲	警 察 関 係	202	1	0.5	0	0		103	0	0.0	99	1	1.0	
中的	教育委員会	100	19	19.0	3	0	0.0	6	0	0.0	91	19	20.9	

間7-2 職務上の地位別職員在職状況

	調査時点コード				2:-	その他(西	暦)	2022年6月1日
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	係長相当職(人)	うち女性 数 (人)	女性 比率(%)	
本庁	計 うち一般行政職	949 718	156 135	16.4 18.8	1,385 706	276 215	19.9 30.5	
支庁·地方事 務所等	計 うち一般行政職	1,218 654	271 109	22.2 16.7	2,326 605	622 239	26.7 39.5	
全体	計 うち一般行政職	2,167 1,372	427 244	19.7 17.8	3711 1311	898 454	24.2 34.6	
再掲	警 察 関 係 教育委員会	472 87	37 37	7.8 42.5	1,871 94	220 49	11.8 52.1	

問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日~2022年3月31日)

4,7,7,9,0,7					課長補佐					
		課長相当職	つち女性	女性	相当職	うち女性	女性	係長相当職	うち女性	女性
		(人)	数(人)	比率(%)	(人)	数(人)	比率(%)	(人)	数(人)	比率(%)
本庁	計	83	6	7.2	110	32	29.1	101	25	24.8
7-71	うち一般行政職	72	6	8.3	102	27	26.5	77	22	28.6
支庁·地方事	計	99	19	19.2	168	52	31.0	175	54	30.9
務所等	うち一般行政職	47	4	8.5	71	20	28.2	44	23	52.3
全体	計	182	25	13.7	278	84	30.2	276	79	28.6
主体	うち一般行政職	119	10	8.4	173	47	27.2	121	45	37.2
再掲	警 察 関 係	30	0	0.0	56	8	14.3	119	19	16.0
11) TEJ	教育委員会	10	1	10.0	14	9	64.3	12	9	75.0

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

<u>11/~4 ∌1</u>	-ш-э	†111 च	显而	リカル	外文人	こふのサイ	٦.				
	勤務	昇試	任験	昇 試	挌 験	部局等の	経験	遠隔地での長期研	遠隔地での	本人の布	その他
	成 績	面接 のみ	面接 以外	面接 のみ		推薦	年 数	修(4週間 以上)	勤務経験	望	Ç. 1. 12
課長級	0		0			0	0				知事部局は、勤務成績、部長等の推薦、本人の希望による。教育委員会は、勤務成績(行政経験)による。警察本部は選択箇所全て該当する。
補佐級	0		0			0	0				知事部局は、勤務成績、部長等の推薦による。教育委員会は、勤務 成績(行政経験)による。警察本部は選択箇所全て該当する。
係長級	0		0			0	0				知事部局は、勤務成績、部長等の推薦による。教育委員会は、勤務 成績(行政経験)による。警察本部は選択箇所全て該当する。

問<u>7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日~2022年3月31</u>日)

				全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇	任	試	験	4,055	385	9.5
昇	格	試	験	0	0	

問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日~2022年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	505	142	28.1
うち 上級	376	109	29.0
うち一般行政職	124	51	41.1
うち 上級	103	43	41.7
うち警察関係	264	50	18.9
うち 上級	162	28	17.3

間7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定 1. 明記した規定があり、認めている。

- 1 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。

 - 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

1447	O. 3 BY WAY (WAY) (A 1/1 (1/1 (1/1))	サージのコールフッルに
	規則名	静岡県職員旧姓使用取扱要領、静岡県教育委員会旧姓使用取扱要領、旧姓使用に関する事務の取扱いについて(通達)
		[知事部局]
	該出部公の冬文(木 文)	(旧姓使用の承認の申請) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。 【教育委員会】 静岡県教育委員会旧姓使用取扱要領 第3条 対象職員は、旧姓を使用しようとするときは、教育長の承認を受けなければならい。
		【県警本部】 旧姓使用に関する事務の取扱いについて(通達) "県警察においては、職員から旧姓使用の申出があった場合は、後記(2)に規定する 旧姓使用の対象となる文書等について、旧姓の使用を認めることとする。"

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2022年4月1日 2: その他(西暦)

n+<<< 4						
理部局	防災·危機管 理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理 職数(人)	うち女性 数 (人)	女性比率
9	6	8	8.3	15	1	6.7

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	静岡県男女	ҳ共同参画1	マンター					愛称·通称	あざれあ				
設置年月日(西暦)			1	993年5月	1日			施設形態	1	1,	単独施設	2. 複合施	設
	郵便番号	: 422-8063		住 所:	静岡県青	∮岡市駿河区	医馬渕1丁	目17番1号	1 7	•			
所在地等	電話番号	: 054-255-	8440	FAX番号	} :	054-251-	5085						
ホームページ: https://www.azarea-navi.jp/													
	1. 施設管理	里	直営(担	当部局名:)
管理·運営主体		0	指定管理	者(名称:	あざれあ	交流会議グ	ループ)
			その他()
	2. 事業運	事業運営○ 直営(担当部局名: 静岡県男女共同参画課)
		0	指定管理	者(名称:	あざれあ	交流会議グ	ループ)
			その他()
職員数	常勤	9	人、	非常勤	24	人	予算額	2022	年度		90,765		千円
主な事業	O 1.	広報啓発	(主な事項				広報誌「	エポカ」の績	編集発行)
_,,,,,	2.)
男女共同参画・女性に	О 3.	相談事業	(主な事項				電話	相談、面接	相談)
関するもの	O 4.					図	書室の運営	、情報誌「	ねっとわぁ	く」の編集発	 そ行)
	5.						ر <i>بد</i> +-	1あメッセ	○ ■#)
※ 実施しているもの:O	O 6.				5+\1+(+ †	∵車佰.	10001	しめメツセ」	の開催)
※ 天旭しているもの:0		国際交流				4学児:)
	0 9.				,	男女共	に同参画の	視点による	各種資料	の収集)
	O 10.	その他(主	な事項:				男女共同	多画週間関	連イベント	-)

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金·基本財産額	千円
設置年月日(西暦)	出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協	1	1. 有 問10-2 一般社団法人静岡県地域女性団体連絡協議会	加盟団体数			20	
議会等の有無		2. 無 名称等: 一般私団法人静岡県地域女性団体連絡協議会 2. 無			数	7587	
問10-3 地方公共団体からの助	1	1. 有					
成・委託事業実施の有無		2. 無					
	0	1. 定例会議(情報交換会等)の開催					
問10-4 活 動 内 容	0	2. 機関誌の発行					
	0	3. 広報啓発パンフレット作成					
※ 実施しているもの:○		4. その他 (内容:					

間11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの: 〇

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
- 〇 2. 市区町村職員研修会の開催
 - 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
- 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 - 6. 補助金等の交付 名称 : 概要 :

〇 7. その他

内容: 男女共同参画に関する条例や計画策定のためのアドバイザー派遣費用(謝礼、旅費)の県費負担

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:〇

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
 - 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 〇 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施

2. 研修受講職員の男女比を配慮

3. その他 内容:

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2021年度予算 (千円)	2022年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	142,878	141,176	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	94,400	97,300	維持、補修費

14	公	共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・パランス項目の設定状況 ※該当するもの:○	項目の設定							
	1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	0							
	2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定								
	3	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定								
	4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(〇の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)								
		(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達								
		(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定								
		(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定								
		(4) プロポーザル方式における評価項目の設定								
L		(5) その他(内容:								

↓(具体的に実施している内容:○)

			問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
			事の競争 参加資格 審査におけ る男女共同 参画等の	購入等の 競争参審査に おける参画 おける参画 等の項目	式による一 般競争入 札を実施し	4 その他の達男参目の問題を表現のでは、 4 での地のでは、 5 では、 5 では
	1	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得				
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0		0	
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	0		0	
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目				
具体	6	管理職に占める女性割合に関する項目				
的	7	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
項目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	0		0	
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12	ワーク・ライフ・パランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	13)	その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

, J.	_	ストラロサを正定している正大の主外 配定 配置、数学制度の状況		
			企業の登 録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度
企業	ξの	登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	1
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「ブラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく 「ユースエール」認定を取得		
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
\22	3	役員に占める女性割合に関する項目		
	4	管理職に占める女性割合に関する項目		
選定	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
等	6	その他「登用促進等」に関する項目		
の基	7	仕事と育児・介護を両立するための取組		
準	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	9	短時間正社員制度の導入		
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12	その他	0	0

\rightarrow	「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	男女共同参画社会づくり宣言(12)
\rightarrow	「企業の表彰制度」の具体的名称	男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞(12)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

Ĭ		ある	1	\rightarrow	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具 体的名称	ふじのくに女性活躍推進協議会
	2	現在はないが、今後検討する	·		上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

· SOUND DIED OF SACIETY OF THE SACIE									
問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	静岡県男女共同参區	画白書				
問17-1 公表周期	1. 定期	2. 不定期	1	定期の場合	1	年毎			
	0	1. 男女共	同参画・女	で性問題に関する事務	8を総括的1	こ所管する	課(室)		
公表主体		2. 統計情	報に関す	る事務を総括的に所作	管する課(室	置)			
(※ 該当するもの:○)		3. 男女共	同参画・女	て性のための総合的な	な施設の指	定管理者			
		4. その他	. ()	

問18-1 2022年度実施予定事業

数 時期	参加予定者数	事業内容等	2022年度美施 定學業	
从 时 粉	罗加丁尼日奴	事 未 77 日 寸	広報啓発	1
6月 11月 7月		ポスターや横断幕の掲示をし及び関係団体等と協働して実施 ポスターや横断幕の掲示をし及び関係団体等と働同して実施 県庁前立看板の設置	・「男女共同参画週間」啓発事業 ・女性に対する暴力をなくす運動 静岡県男女共同参画の日	
//		ポリ 町立省 似の 改直	表彰	
度 8月		男女共同参画社会づくりに関する県民の関心と意識を一層高めるため、 男女共同参画に関する取組を積極的に行っている個人、団体、または企 業を表彰	・ 男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞授与	•
4月~12 月	. 40人×14校	デートDVの知識や対処方法、リプロダクティブヘルス/ライツ(性と生殖についての健康と権利)を含め、男女が互いを大切にする生き方を学ぶ講座を大学・短大・専修学校、高校にて開催。	講座 ・デートDV防止出前セミナー	
9月	100名程度	女性からの相談に対応している相談員や一般県民を対象に性暴力被害 及びリプロダクティブ・ヘルス/ライツ理解促進のための講座を開催	・性暴力被害者支援者養成研修公開講座	٠
1月	30名程度	女性防災リーダーを育成するための防災講座を開催するとともに、市町 と連動して自主防災組織における活躍を促進する。	・女性防災リーダー育成講座	
			相談事業	1
随時		相談者自身による解決策の見出しを促すため、委託及び直営により電話 又は面接相談を実施	・あざれあ相談事業(女性相談、男性相談)	
随時		性のあり方に関する悩みや困りごとに対する電話相談を委託により実施	· LGBT電話相談	٠
6月~7 月	県内35市町	内閣府の調査に県独自の調査項目を加え、市町の状況を調査。回答は 「静岡県男女共同参画白書」等により公表。	情報収集·提供 · 市町男女共同参画施策等推進状況調査	
2月	県内35市町	県内の男女共同参画の状況や施策の進捗状況等を県民に公表するため、平成16年度から毎年発行。	・静岡県男女共同参画白書	
随時		男女共同参画を推進する団体活動を支援する制度。登録団体は県ホームページでの公表や男女共同参画センターの会議室の使用優遇措置を実施。	・男女共同参画団体登録事業	
随時		各審議会等や諸活動への女性の参画を促進するため、男女共同参画社 会の形成に貢献している男女を登録、公開。	静岡県男女共同参画人財データベース	
随時		会社役員やプロジェクトチームのアドバイザー候補となり得る女性の人財 情報を把握し、企業・経営者等に向けデータを提供。	・ふじのくに輝く女性人財データバンク	
随時		女性活躍を推進する企業の取組事例や経営的効果、国の認定制度の情報を効果的に発信する。	・女性活躍応援情報発信事業	
			苦情処理	2
随時		男女共同参画課内に窓口を設置	・男女共同参画に関する苦情相談 ・	
,,,			交流促進	
10月	100名程度	県内における指導的地位にある女性による意見交換や討議を通して、課 題解決に取り組むことで、女性が一層活躍するための環境整備を進め る。	・ふじのくにさくや姫サミット	
10月~1 月	30人×2箇所	就職を控えた学生に、ライフデザインを見据えた職業選択を促すととも に、継続就労の動機付け・意識付けを図る。	・ライフデザイン形成支援事業	•
			企業・NPO法人との連携・働きかけ	8. •
			国際交流・海外派遣事業	9. •
			. 調査研究	10.
10月	100人程度	男女共同参画を推進するとともに、仕事と子育て及び介護が両立しやす い勤務環境を整備するためのセミナーを開催。	・ 県職員に対する研修	
9月	1市町	市町における男女共同参画に関する条例や計画策定を支援するため、 アドバイザー派遣の費用(報酬、旅費)を一部負担するもの。	· 市町男女共同参画計画策定等支援アドバイザー派遣 事業	
4月	50人程度	年度当初に、県内市町の男女共同参画担当課を対象に、研修会及び意 見交換会を実施することで、基礎知識の習得、ネットワークの構築によ り、市町の施策の充実を図る。	・男女共同参画市町担当課長会議及び担当職員基礎研 修会	•
		り、市町の施策の充実を図る。		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査

	議	숲	\	名	静岡県議会								
					•		1. 明記した規定がある。						
=* =	Дш±+	· /	= -	. ~ □□=□. + :	担中/在仕ま合むの		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。						
譲貝	の出産を	火席=	∌⊞と	して明記した	規定(産休を含む)の	月無	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。						
							4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。						
	席事由とし ますること:				合について)		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。						
第六		使用者			妊娠の場合にあつては								
の者 2. 依	がを就業さ 使用者は、	せては、産後ん	ならな八週間	い。 『を経過しない	を請求した場合におい 文性を就業させては	ならない。	3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。	2					
	いて医師				請求した場合において 務に就かせることは、		4. 期間の定めはない。						
出産	に係る産	前産後	後期間	を明記した規	記定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。	1					
		規則	1 2		静岡県議会会議規則	at .	2. 産前産後期間を明記した規定はない。						
明記	己た規定	!(規則 内!		、別表等)の	付け、当日の開議時 2 前項の規定にかた 合にあつては、14週	刻までに かわらず、 間)前のE	出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、そ 議長に届け出なければならない。 議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎 おから当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間で ない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	妊娠の場					
					•		1. あり						
休暇	の期間の)幡辞C	こつい	て、減額の規	限定の有無		2. なし	2					
							3. その他()						
		規則											
明記	己した規定			」、別表等)の									
=* ^	0 4 # =	内:			<u> </u>								
議会	の火席す	∌田とし	て、り	目記した規定(り 有無								
			_			2 明記し 3 明記し	た規定がある。 た規定はないが、運用上認めている。 た規定がなく、運用上も認めていない。 た規定がなく、過去に事例がない。						
			Ē	配偶者の出産			2						
-				育児			1)					
				家族の看護			2						
				家族の介護			1						
				疾病			1						
				その他			2						
							忌引 1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)						
議員	の利用す	トること	のでき	る保育施設	等の議会での設置・提	4. 供状況	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含ます)	2					
					.,		む) 3. 設置または提供する予定である。						
							4. なし 4. なし 1. なし						
							1. 専用の場所が設置されている。(常設)						
議昌	の利田は	トスニレ	のでき	よろ揺引 安等	の議会での設置・提供	b 计 沿	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも 含む)	2					
112.5		<u> </u>		. 012.1012.11		() () (3. 設置または提供する予定である。 4. なし						
							1. 行っている。						
議会	における	ハラス	メント	防止に関する	取組		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。	2					
							3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。						
							1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。						
	ている取		_				2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。						
※美	『施してい	るもの	: O				3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。						
		4D D					4. その他 ()						
明記	己した規定		、条例	」、別表等)の									
<i>(=</i>	= 7 ./ \ .	内:		7.详号点4.17	炒ナに - ナいフ担ム)		1. 利用している。	l					
					修を行っている場合) におけるハラスメント	防止研修	2. 利用していないが、今後利用予定である。						
	」の利用		~ I-3 -403	_ ~~~	120017 (01 15717 217	9722-9119	3. 利用していない。						
							1. 行っている。						
男女	共同参画	に関す	する研	修(ハラスメン	小防止に関するもの 」	以外)	2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。						
							1. 明記した規定があり、認めている。						
議会における運動&は旧姓使用の終回の状況							2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	2					
成五	(1-0)(1)	ベルコハン	<10-1∐	~	3 47 1747/0		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。						
							4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	<u> </u>					
<u> </u>		見 貝	」 名	I									
条文	本文												
L													
政治	分野の男	女共同	司参画	のために実	施していること								

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの

具体的な役割の明確な位置付け	
1. 位置付けられた規定がある。	
2. 位置付けられていない。	
3. その他(不明等)	
計画、指針名	·
該当部分の規定	

調査時点コード: 2

1.2022年4月1日 2.その他(西暦) (2022年6月1日)

1. 都道府県における首長等の状況

知		事	2	1. 女性 2. 男性	任期:		2021年7月5	日	~	202	5年7月4日	
副	知	事			2	人	(女性	0 人、	男性	2	人)	

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

×	現在設置していないもの。	又は塞議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。	

	都道府県医療審議会 准看護師試験委員会	30	13	43.3	
9					
	准看護師試験委員会 麻薬中毒審査会	6	3	50.0	
	地方社会福祉審議会 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	30 14	13 6	43.3 42.9	
	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	6	54.5	
	国民健康保険審査会	9	4	44.4	
	都道府県農業共済保険審査会 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	都道府県建設工事紛争審査会	13	5	38.5	
	建築審査会 都道府県建築士審査会	7	3	42.9 42.9	
	都道府県都市計画審議会	19	5	26.3	
	開発審査会	7	3	42.9	
	私立学校審議会	15	7	46.7	全委員が職務指定の
	石油コンビナート等防災本部	26	0	0.0	ため
26	について調査番譲りる協議会(旧 総重削減計画策定協議会)				
	都道府県児童福祉審議会 地方港湾審議会	10		01.0	
	土地区画整理審議会	19	6	31.6	
30	教科用図書選定審議会	19	9	47.4	
	介護保険審査会 都道府県固定資産評価審議会	12 12	5 4	41.7 33.3	
	都坦	35	15	42.9	
34	警察署協議会	285	110	38.6	
	土地収用事業認定審議会 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7 5	3 2	42.9 40.0	
	都道府県国民保護協議会	47	3	6.4	
	地方独立行政法人評価委員会	15	7	46.7	
	市街地再開発審査会 都道府県職員委員会				
	自然再生協議会				
	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	後期高齢者医療審査会 図置施設視察委員会	9	4	44.4 50.0	
44	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送	19	0	0.0	病院からの選出による
	及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会 指定難病審査会	31	1	3.2	ため
	小児慢性特定疾病審査会	5	0	0.0	医院の候補者が限定 的なため
	行政不服審査会 地域医療対策協議会	5	2	40.0	
	物域保護対策放送会				
49					
49	る				
49 50 51 52	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関				
49 50 51	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	894	290	32.4	

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1 教育委員会	5	1	20.0	
2 選挙管理委員会	4	2	50.0	
3 人事委員会	3	0	0.0	
4 監査委員	4	0	0.0	
5 公安委員会	5	2	40.0	
6 都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7 収用委員会	7	1	14.3	
8 海区漁業調整委員会	15	4	26.7	
9 内水面漁場管理委員会	10	4	40.0	
合 計	68	20	29.4	
女性委員0の委員会数	2			